



平成28年 7月29日

各 位

会 社 名 コマニー株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 塚本 幹雄  
(コード番号 7945 東証・名証第二部)  
問合せ先責任者 取締役 常務執行役員 管理統括本部長  
元田 雅博  
(TEL 0761-21-1144)

### 業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同様とします。）及び執行役員等を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入については、平成28年6月28日開催の第56回定時株主総会において承認されていますが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について下記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

(注) 当社の国内子会社（以下「当社子会社」といいます。）においても、その一部の取締役を対象とした、本制度と同様に信託を用いた新たな株式報酬制度の導入について、当社子会社各社の株主総会において承認を受けており、当社子会社各社の取締役会においても下記の通り決定しており、当社子会社の一部の取締役に対しても、当社が設定する以下の信託を通じて、当社株式を交付することを予定しております。

#### 記

#### 1. 当社にて導入する「役員向け株式交付信託」について

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部の取締役（以下、「取締役等」といいます。）
(5) 信託管理人	当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成28年8月17日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成28年8月17日（予定）
(9) 信託終了日	平成31年8月30日（予定）

#### 2. 信託における当社株式の取得内容(※1)

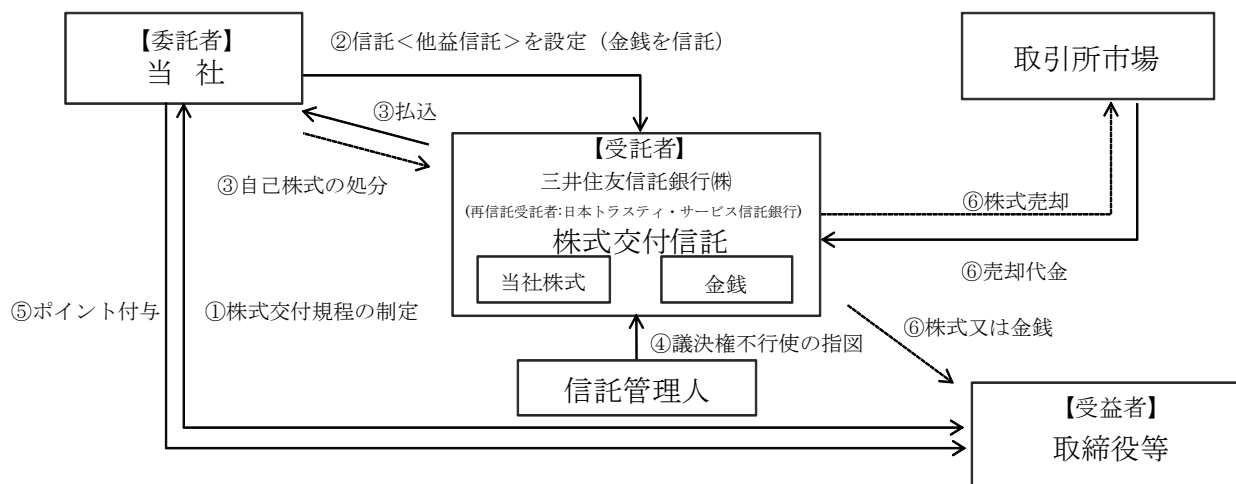
(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額(※2)	414,816,000円
(3) 取得する株式の総数(※3)	238,400株
(4) 株式の取得方法	当社からの自己株式の処分（第三者割当）により取得
(5) 株式の取得時期	平成28年8月17日（予定）

(※1) 当社子会社の一部の取締役に対し交付するのに必要な当社株式の取得資金については、当該会社が拠出した金額を、当社があわせて信託します。

- (※2) 当社の取締役及び執行役員その他、当社子会社の一部の取締役に交付を行うための株式の取得資金を含みます。なお、当社の取締役及び執行役員に交付を行うための株式の取得資金は 388,890,000 円（うち、当社の取締役に交付を行うための株式の取得資金は 164,952,000 円）になります。
- (※3) 当社の取締役及び執行役員その他、当社子会社の一部の取締役に交付を行うための株式を含みます。なお、当社の取締役及び執行役員に交付を行うため取得する株式数の上限は 223,500 株（うち、当社の取締役に交付を行うため取得する株式数の上限は 94,800 株）になります。

<本制度の仕組みの概要>

なお、当社子会社においても、以下と同様の仕組みにより、受託者を通じて交付を行います。



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- ⑦ 本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以上